平成２２年（フ）第９４０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目65番地の20
狭山荘103
債務者　阿部　加織（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４３号
埼玉県日高市高萩東１丁目35番７号
債務者　野田　文夫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５４号
埼玉県富士見市水谷東３丁目22番13号
債務者　若林　享子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６９号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3003番地の62
サンハイツ狭山ケ丘102
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５１１号
静岡県御殿場市新橋820番地の１　ヴィラ・マーベラス101
債務者　外山ショウ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
静岡県賀茂郡河津町見高1742番地
債務者　鈴木　靖子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第８８６号
愛知県岡崎市江口１丁目３番地15　リンピア江口105、旧住所愛知県岡崎市欠町字三田田北通６番地２　サンシティ東公園202
債務者　湯浅　三人
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
愛知県岡崎市庄司田１丁目６番地８　Ｔ＆ＦＫ92―302、旧住所愛知県岡崎市岡町字出合６番地２
債務者　原田　　清
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
愛知県安城市美園町１丁目12番地５　コーポ淳103
債務者　山本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
滋賀県長浜市加納町919番地８
債務者　吉住長生こと　ヨシズミ　チョウセイ
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
滋賀県長浜市大辰巳町280番地５
債務者　中嶋　郁夫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
岡山県美作市古町60番地２
債務者　服部　國夫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１７５号
岡山県津山市一方285番地
債務者　小椋　克久
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３４１号
愛知県豊橋市森岡町17番地４　202
債務者　黒瀬　順次
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５６号
釧路市光陽町８番９号
債務者　山田　明彦
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
釧路市星が浦北１丁目３番33号
債務者　山中　隆子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３６２号
釧路市大町８丁目１番18号
債務者　木野本敏枝
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所